第 28 回　香川県子ども・子育て支援会議　次第

日時：令和７年６月６日（金）13 時～15 時
場所：香川県庁本館　12 階　大会議室

１　開　会

２　香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶

３　新委員紹介

４　議　事
（１）会長・副会長の選任
（２）香川県子ども・子育て支援会議「幼保連携型認定こども園部会」の部会委員の指名
（３）香川県こども計画（仮称）策定にむけた基本的な考え方について

５　その他

６　閉　会

【配付資料】
資料１　香川県子ども・子育て支援会議幼保連携型認定こども園部会設置要領
資料２　香川県こども計画（仮称）策定にむけた基本的な考え方について

【参考資料】
参考資料１　　香川県子ども・子育て支援会議条例
参考資料２　　香川県子ども・子育て支援会議委員名簿
参考資料３　　香川県のこどもを取り巻く現状について

資料１

香川県子ども・子育て支援会議
幼保連携型認定こども園部会設置要領

（設置）

第１条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、香川県子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年 7 月 12 日条例第 29 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）を置く。

（調査審議事項）

第２条　部会の調査審議事項は、以下のとおりとする。

（１）香川県知事が、法第 17 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可をしようとするとき、意見を述べること。

（２）香川県知事が、法第 21 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするとき、意見を述べること。

（３）香川県知事が、法第 22 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可の取消しをしようとするとき、意見を述べること。

（４）その他必要な事項

（雑則）

第３条　前条各号及び香川県子ども・子育て支援会議運営規定（平成 26 年 2 月 25 日香川県子ども・子育て支援会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

資料１
（追加資料）

香川県子ども・子育て支援会議
幼保連携型認定こども園部会委員名簿

	役　　職　　名	委員名	備考
1	香川大学教育学部教授	植田　和也	
2	香川県私立幼稚園連盟理事長	金倉　吏志	
3	香川県国公立幼稚園・こども園長会会長	川崎　幸代	
4	香川県保育協議会副会長	白井　利恵	
5	香川県私立認可保育園連盟会長	吉村　晴美	

（五十音順　敬省略）

香川県こども計画（仮称）

策定にむけた基本的な考え方について

資料２

こども大綱を踏まえた「香川県健やか子ども支援計画」の見直し

こども基本法及びこども大綱　こども基本法（令和５年４月１日施行）

（定義）
第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（こども施策に関する大綱）
第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県こども計画等）
第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

現状の対応と今後の見直し

○これらの動きに合わせ、令和７年２月香川県議会定例会において、「香川県健やか子ども支援計画」を、「都道府県こども計画」としての性格を有する計画と位置づけた上で、令和７年度まで、１年間延長しました。
○令和８年度からの新たな計画を策定するにあたって、こども基本法及びこども大綱も踏まえ、どのような方向性で見直していくのかを考える必要があります。

こども基本法で掲げる「こどもへの視点」

香川県健やか子ども支援計画

○ 基本目標

夢と仲間を持って次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

○ 基本的視点

1　子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

2　父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

3　次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

○ こどもへの視点の振り返り

こどもに視点を置くことを掲げているものの、子育て支援を行う子育て当事者を主体とした、子育て支援施策を展開。

香川県こども計画（仮称）を見据えた視点

○ こども基本法（基本理念（抄））

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
（こども基本法第３条第３項及び第４項より）

○ こども大綱（こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。

子育て支援を行う子育て当事者に主体を置くだけではなく、こども・若者を主体とした「こどもまんなか」の視点で、こども・若者の最善の利益のために必要な施策を展開することが重要と考えます。

こどもの声

こどもの声を聞く取組み（みらいのわ　かがわのご報告）

みらいのわ　かがわ

○こども・若者の最善の利益のために必要な施策を考えるにあたって、まずは、みんなのこえをあつめる取組み「みらいのわ　かがわ」を活用して、延べ2,238名のこども・若者から意見をいただきました。

○実施期間：2025年１月14日（火）～２月14日（金）

○調査方法：オンラインプラットフォームを構築し、広く意見募集

設問と投稿数

Q１ 香川県のいいところや好きなところはどんなところですか？	2,238件
Q２ こども・若者のさまざまな課題を香川県は解決したいと考えています。あなたが重要だと思う課題はどれですか？	6,247票（累計）
Q３ あなたが選んだ課題について、どうしてそれを選んだのか、その理由や意見を教えてください。	921件
Q４ どのようにしたらその課題が解決できそうか、アイデアを教えてください。	700件
Q５ あなたが大人や社会に対して自分の意見を言った時、「モヤモヤした経験」「嬉しかった経験」はありますか？その理由を教えてください。	675件
Q６ あなたは安心できる場所やほっとできる場所はありますか？また、どんな場所だったら安心できたりほっとできたりする場所だとおもいますか？	810件

主な回答

Ｑ１ 香川県のいいところや好きなところはどんなところですか？

- ✓ うどんがおいしい
- ✓ 自然が豊か（海と山がある）
- ✓ 災害が少ない
- ✓ 気候が穏やかで好き
- ✓ 海（瀬戸内海）がきれい
- ✓ 栗林公園がいい

Ｑ２ こども・若者のさまざまな課題を香川県は解決したいと考えています。あなたが重要だと思う課題はどれですか？（複数回答）

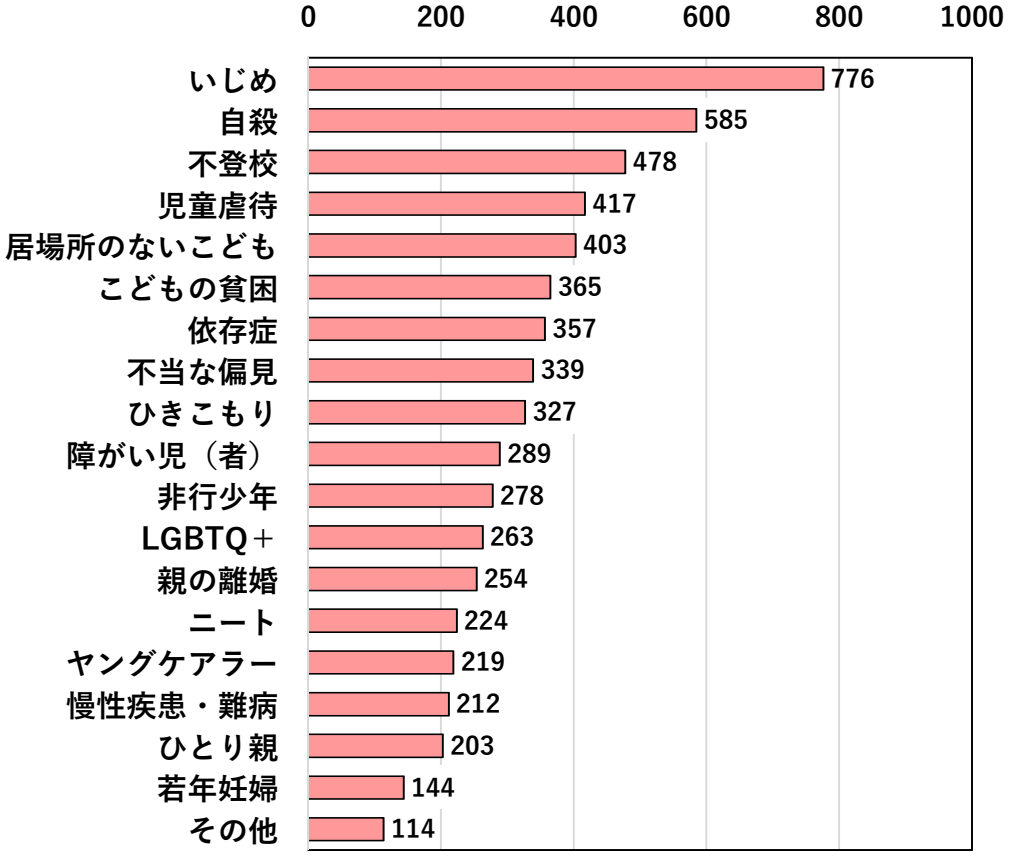

主な回答

Q３ あなたが選んだ課題について、どうしてそれを選んだのか、その理由や意見を教えてください。

- ✓ いじめは将来などに悪影響を与えることもある。いじめはよくない。
- ✓ 相手の気持ちをよく考えて人の嫌がることをせずに。
- ✓ 不登校は学校に居場所がないからだと思うので、それを解決するためにはちゃんとみんなが考えていく必要があると思う。
- ✓ 私の親友が不登校で、自殺などのニュースを見るたびにその子を心配になって居ても立っても居られないから。居場所のないこどもに居場所があれば。
- ✓ 不当な偏見は若い世代よりも親世代に多いと思う。
- ✓ 子どもが十分にご飯を食べられなくて亡くなってしまうかもしれない。
- ✓ 近くに公園がないので、家でゲームや動画ばかり見てしまう
- ✓ 生活にゆとり(お金)がないと、気持ちにもゆとりがなくなり、良い行動が起こせなくなり、虐待や殺人、自殺、非行などへつながると思う。
- ✓ 最近の人はネットいじめや、LINEを触りすぎて家族との時間を大切にしていない人がたくさんいると思う。ぼくも実際、LINEを触りすぎて家族との時間がちょっとずつ減ってきている。
- ✓ 命は一つしかないしなくなってしまったらゲームみたいに時間を巻き戻せるわけじゃないし、僕たちの親たちも命がけでうんでくれて、いま僕たちがいるのも奇跡だから無駄にしてはいけない。だから今は頑張ってみんなで一緒に生きよう。

主な回答

Q４ どのようにしたらその課題が解決できそうか、アイデアを教えてください。

- ✓ 自分たちとは違う人をいじめるのではなく、寄り添って過ごすのが、いじめや自殺の減少になると思う。
- ✓ みんなが認め合うことでいじめや不登校がなくなると思う。自分と違う人のことを認め合うこと！
- ✓ 学校で遊ぶ約束をたくさんする、学校を休んでいる子に手紙を書く。
- ✓ こどもが安心して過ごせる居場所をつくる！
- ✓ 自分が生きているだけで応援してくれる親などが、自分が死んで悲しむことを考えてみたらいいと思う。
- ✓ 誰かに相談する。それでもいいにくかったら相談しやすい人に相談する。とにかく一人で抱え込まない。
- ✓ 親が怖くて相談できない子もいるからそういう子が安心して話せるような環境を増やすことがいいと思う。
- ✓ 周りがなにか気づいてあげないといけない。見捨てない、話を聞く、否定しない、そういうのが大切になるんじゃないかと思う。
- ✓ いじめ等は大きな問題なのに、いい先生が減ってきている。たいがい親のいうことは聞いても、肝心の生徒の話はあまりよく聞いてくれない…先生が原因で、学校に行きたくない時もある。
- ✓ 偏見はこどもに授業するばかりじゃなく、大人から変わっていくべき。そうすればこどもも親の背中を見て変わることができる。

主な回答

Q５ あなたが大人や社会に対して自分の意見を言った時、「モヤモヤした経験」「嬉しかった経験」はありますか？その理由を教えてください。

「モヤモヤした経験」

- ✓ 自分の意見を受け入れてもらえなかったこと。
- ✓ こどもだからと、まともに話を聞いてくれない。
- ✓ 大人こそ、偏見や差別をしていると思う。大人はこどもに対して、「差別や偏見はダメだ」、と言うけれど、「こどもだからダメ」、「あなたはこどもでしょ」と言ってモヤモヤする。
- ✓ 立場を理由に怒られる。
- ✓ 私が反論したときに「あなたは一人で生きたみたいに言って、親がいないとだめでしょう！」と逆切れされて嫌だった。私を支えてくれなかった。
- ✓ 「若いから分からない」と言われたとき。
- ✓ 校則にないことを理不尽に「するな」といわれたこと。

「嬉しかった経験」

- ✓ 意見を詳しく聞いてくれて嬉しかった。
- ✓ 自分が言っていることを納得してくれたこと。
- ✓ 好きなことを目指していいと言われたこと。
- ✓ 小さなことが出来るようになったとき、その小さなことでもほめてくれる。
- ✓ 話をしっかり聞いてくれる。
- ✓ 友達が遊びに誘ってくれた！
- ✓ 地域の人たちに勇気を出して挨拶した時、笑顔で返してくれて、嬉しかった。
- ✓ 好きなゲームを言った時や、メイクを始めたときに、親が変に茶化したりからかったりしなかったとき、自分の大切なものや変化を受け止めて尊重してくれたのがとても嬉しかった。

主な回答

Q６ あなたは安心できる場所やほっとできる場所はありますか？
また、どんな場所だったら安心できたりほっとできたりする場所だとおもいますか？

- ✓ 家（多数意見）。
- ✓ 家だと家族もいて嫌なことも話せるし好きなことができるから。
- ✓ 家族みんなで楽しくご飯を食べられる場所。
- ✓ 私は自分たちが安心していろんなことを話せる人がいるところがほっとできる。
- ✓ 自分の部屋。一人になれる場所がいい。
- ✓ 自分の好きなことややりたいことができる場所。
- ✓ おじいちゃんとおばあちゃんの家が一番安心する。
- ✓ 安心して、自由でいられる場所。
- ✓ 仲のいい友達がいる学校
- ✓ 親友といられる場所。親友以外と一緒にいると傷つけられそうで怖い。
- ✓ 周りに仲の良い人が一人でもいると、安心感がある。特に家族。友達がいても安心するけど、家族にしかない安心感がある。
- ✓ 紙とペンを置いて、思うことを全部書いていい場所が欲しい。
- ✓ 図書室。落ち着く場所は安心する。

こどもの声を聞く取組み（こども食堂などでの意見聴取）

こども家庭庁の事業を活用して、こども・若者の意見を言いたくなるよう引き出すファシリテーターを派遣し、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくる機会を学ぶ研修を、県内の子ども食堂で実施しました。今後の意見聴取へ活かせるよう取り組んでまいります。

※こども家庭庁の「こども・若者意見反映サポート事業」を活用しました。

①まもりん食堂

○実施場所：まもりん食堂（高松市国分寺町）
○実施日：2024年12月６日（金）
○参加者：11名（小学生）
○テーマ：子ども食堂のこと
　　居場所のこと　など

主な意見

- ✓ いつも相談する人がいない。こういう機会があって、良かった。
- ✓ みんなのことが知れた。
- ✓ いろんなことが言えた。
- ✓ 助けてくれる先生がいると分かってくれると感じる
- ✓ 気持ちを分かってくれる人に話を聞いてほしい

②みんなの広場ｋｏｋｏ食堂 ぱぴぷぺぽ）

○実施場所：みんなの広場ｋｏｋｏ食堂 ぱぴぷぺぽ
　　（観音寺市 粟井町）
○実施日：2024年12月７日（土）
○参加者：13名（中学生、低学年）
○テーマ：子ども食堂のこと
　　居場所のこと　など

主な意見

- ✓ ここでは言いたいことが言える。ひとのことを気にせずに言えるけど、言い過ぎちゃう。
- ✓ 習い事をたくさんしていて、疲れる。
- ✓ 自分の居場所は公園、みんなと遊んで楽しいから。
- ✓ これかもここに来たいと思う。特にメイクするときが楽しい。

こども・若者を取り巻く環境

こども・若者を取り巻く環境

こどもの貧困

○９人に１人のこどもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしています。

◆貧困率の推移（全国）（%）

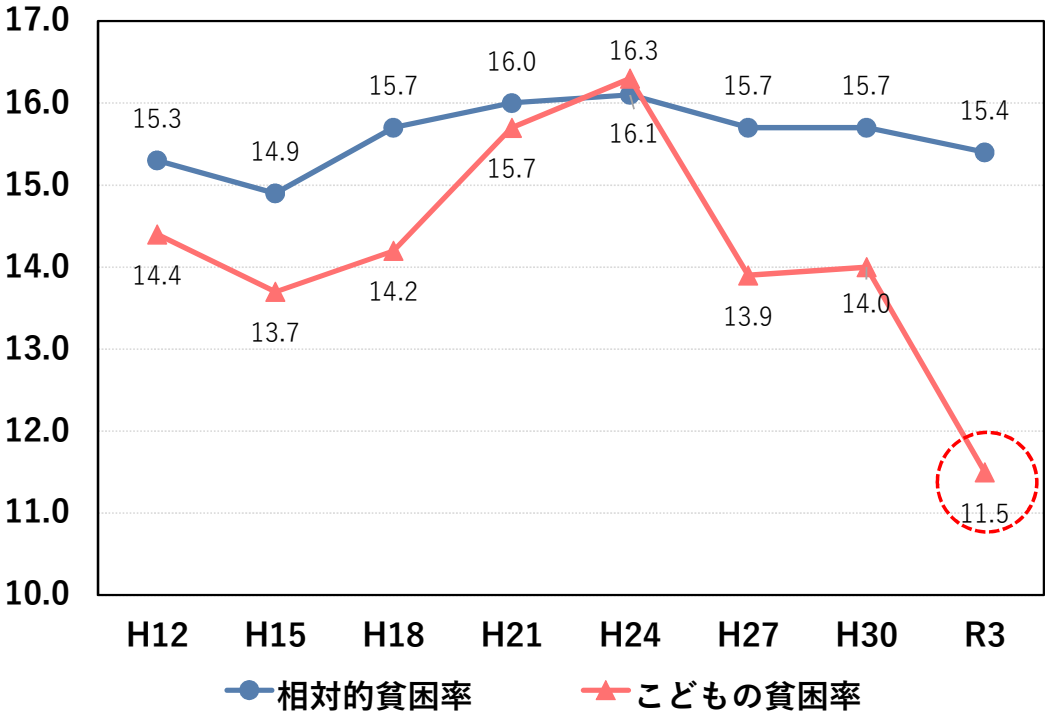

○特にひとり親世帯の貧困率は高くなっています。

◆その内訳（%）

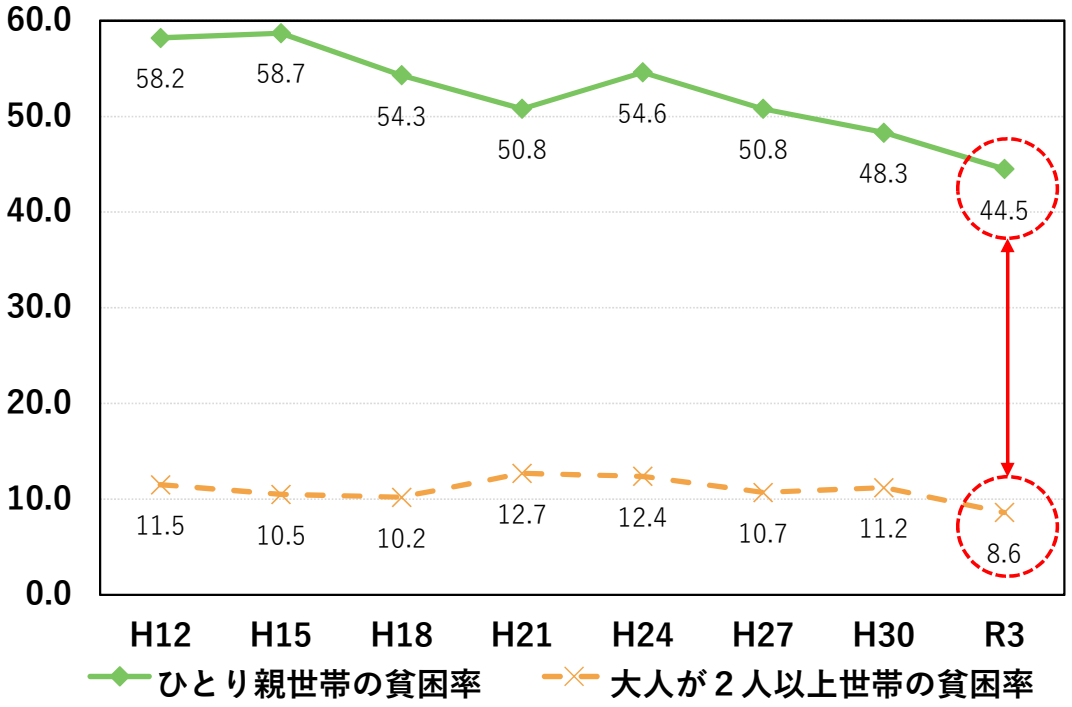

・こどもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合
・相対的貧困率　：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」※H30以降は新基準

ひとり親

○ひとり親世帯は概ね横ばいで推移しているものの、20歳未満の子どもを持つ世帯数は減少しており、割合としては増加していることが推測できます。

○また、ひとり親世帯の大半を占める母子世帯において、特に経済的に、困難な状況がみられます。

◆香川県のひとり親世帯数の推移（世帯）

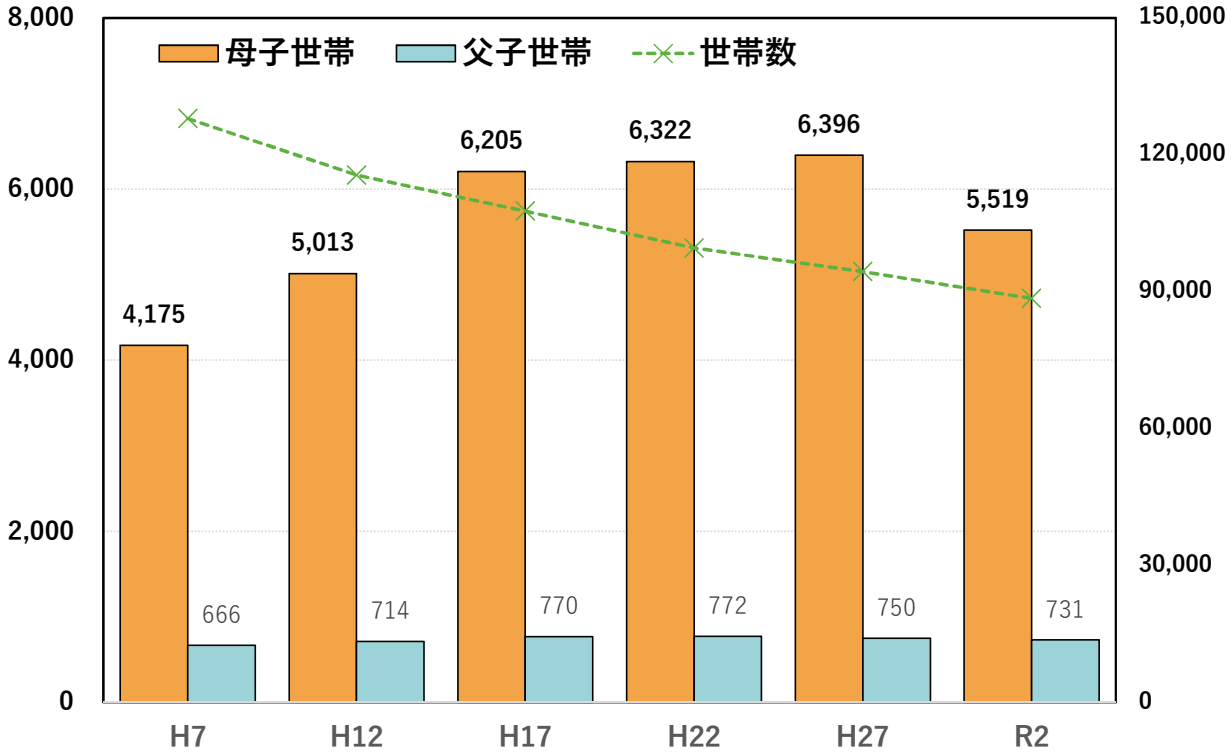

出典：総務省「国勢調査」

◆ひとり親世帯の仕事上で困ること
（※ n=878・複数回答、単位：%）

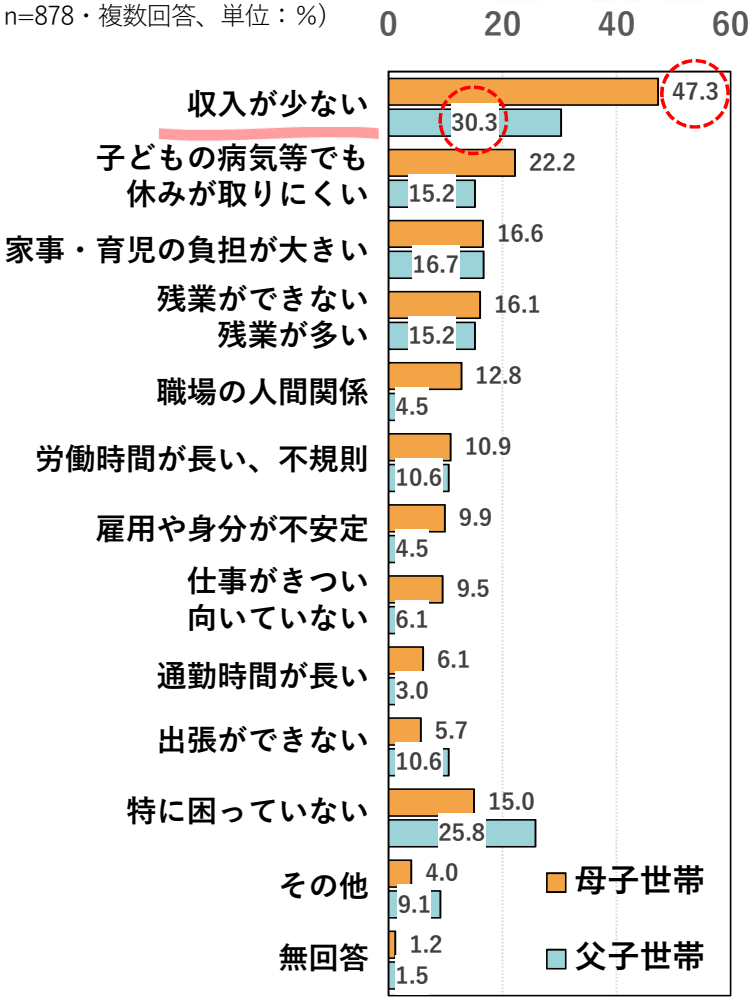

出典：県子ども家庭課「令和５年度香川県ひとり親世帯等実態調査」

児童虐待・社会的養育

○本県の児童相談所で受けつけた相談件数は増加しており、児童人口あたりの相談率は上昇しています。

○中でも、児童虐待対応件数は増加しており、近年も毎年1,000件を超える高い水準で推移しています。

◆香川県の児童相談所における相談件数の推移（件）

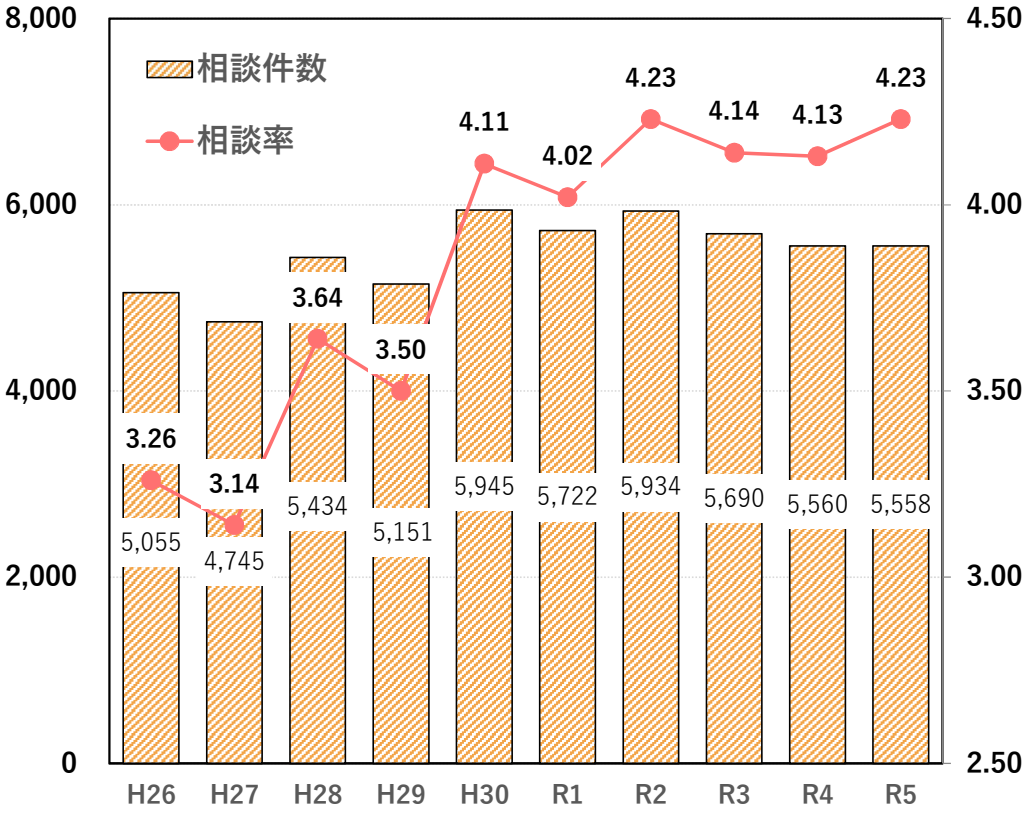

出典：香川県子ども家庭課「第２期香川県社会的養育推進計画」

◆香川県の児童相談所の虐待対応件数の推移（件）

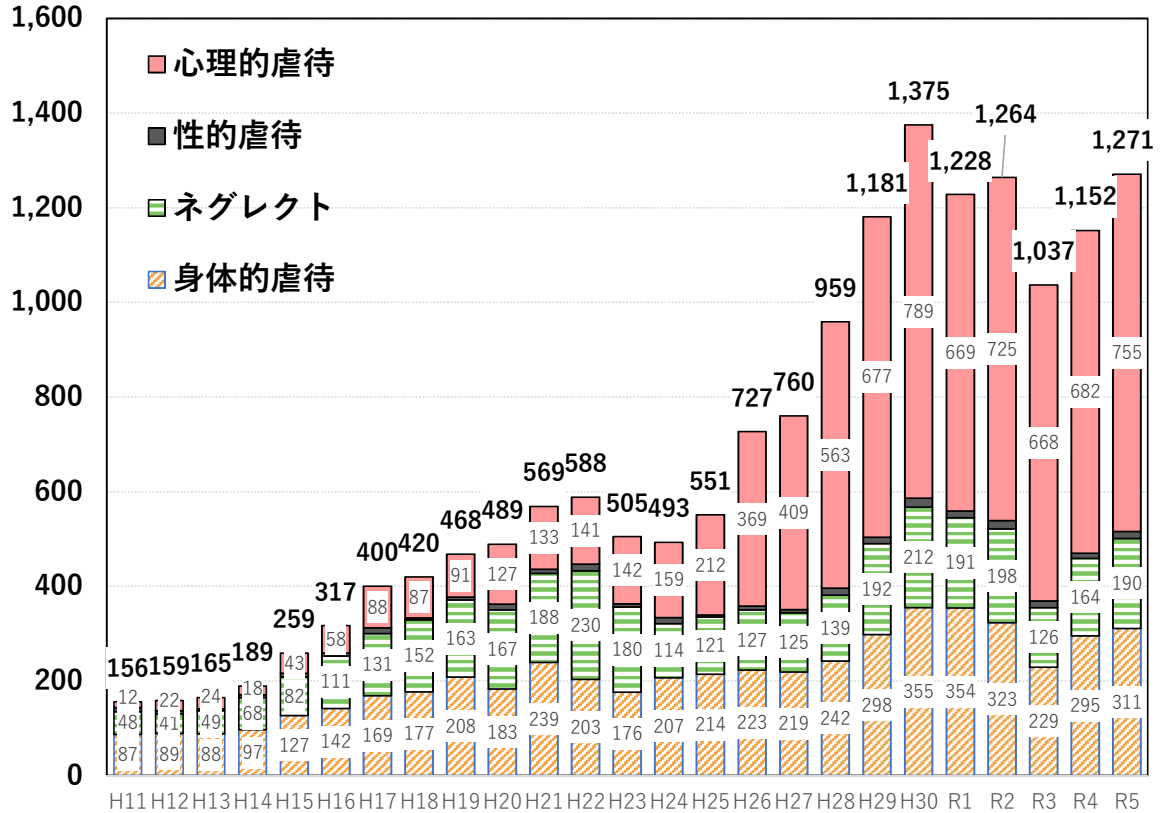

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童虐待・社会的養育

○代替養育を必要とするこども数は概ね横ばいであるものの、こどもの数が減少していることから、代替養育を必要とするこどもの割合は上昇傾向にあります。今後の見込みも同様の傾向が続くと考えられます。

◆香川県の代替養育が必要なこども数の推移（件）

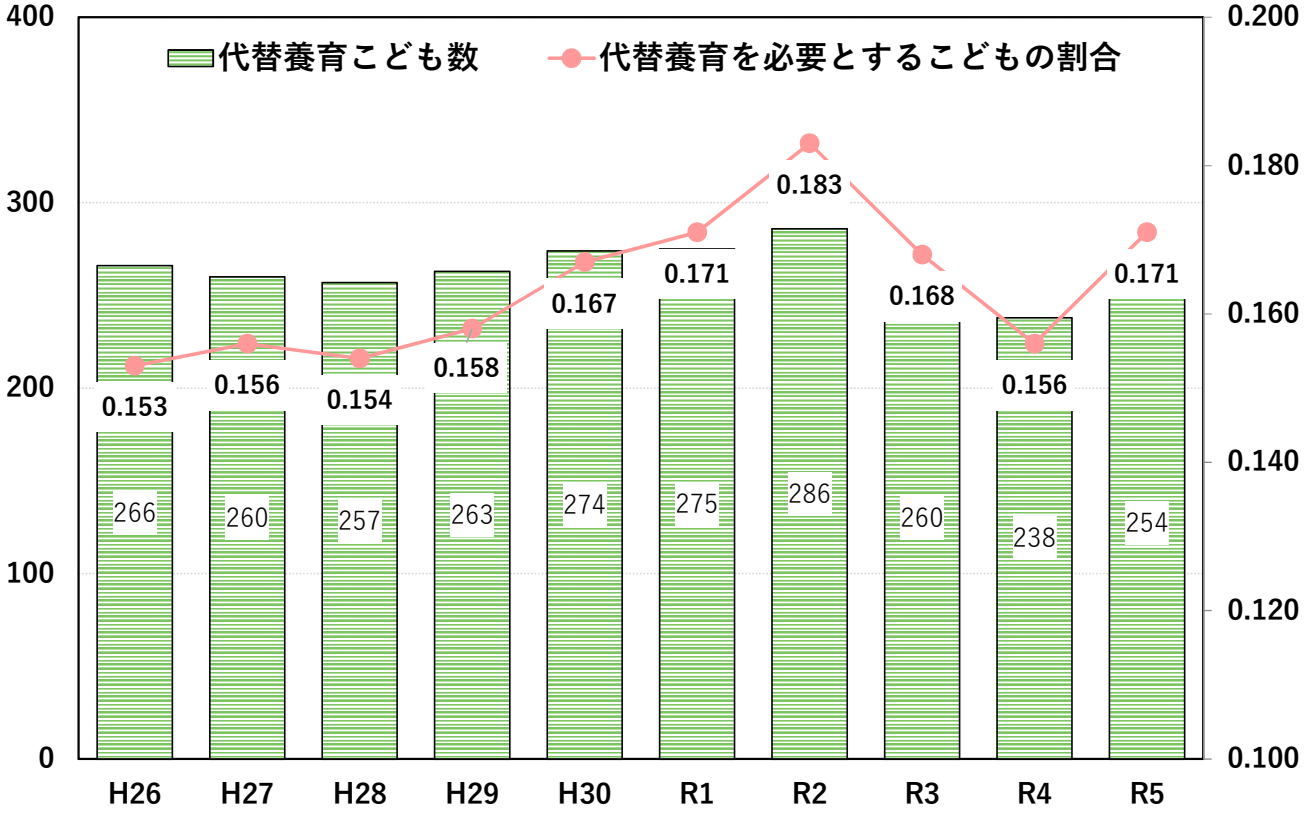

◆代替養育を必要とするこども数の年齢区分

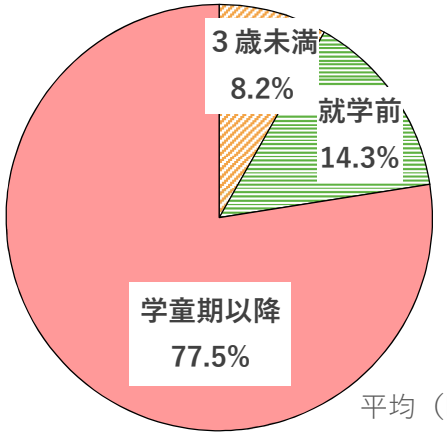

平均（R1～R5）

※社会的養育
　保護者による適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

※代替養育
　社会的養育のうち、こどもを保護者から分離し、養育を行うこと。ここでは、保護者による養育が困難又は適当でないこどもについて、児童福祉法に基づき児童相談所が行う措置又は委託の下、児童養護施設等の施設、里親等において養育を行うことをいう。

出典：香川県子ども家庭課「第２期香川県社会的養育推進計画」

児童虐待・社会的養育

○一時保護延件数は令和元年度以降増加したものの、令和３年度以降は概ね横ばいで推移しています。こどもの数が減少していることから、一時保護率は上昇傾向にあり、今後の見込みも同様の傾向が続くと考えられます。

○一時保護延日数も同様に増加しているほか、平均保護日数は近年15日前後で推移しています。

◆香川県の一時保護件数等の推移（件、％）

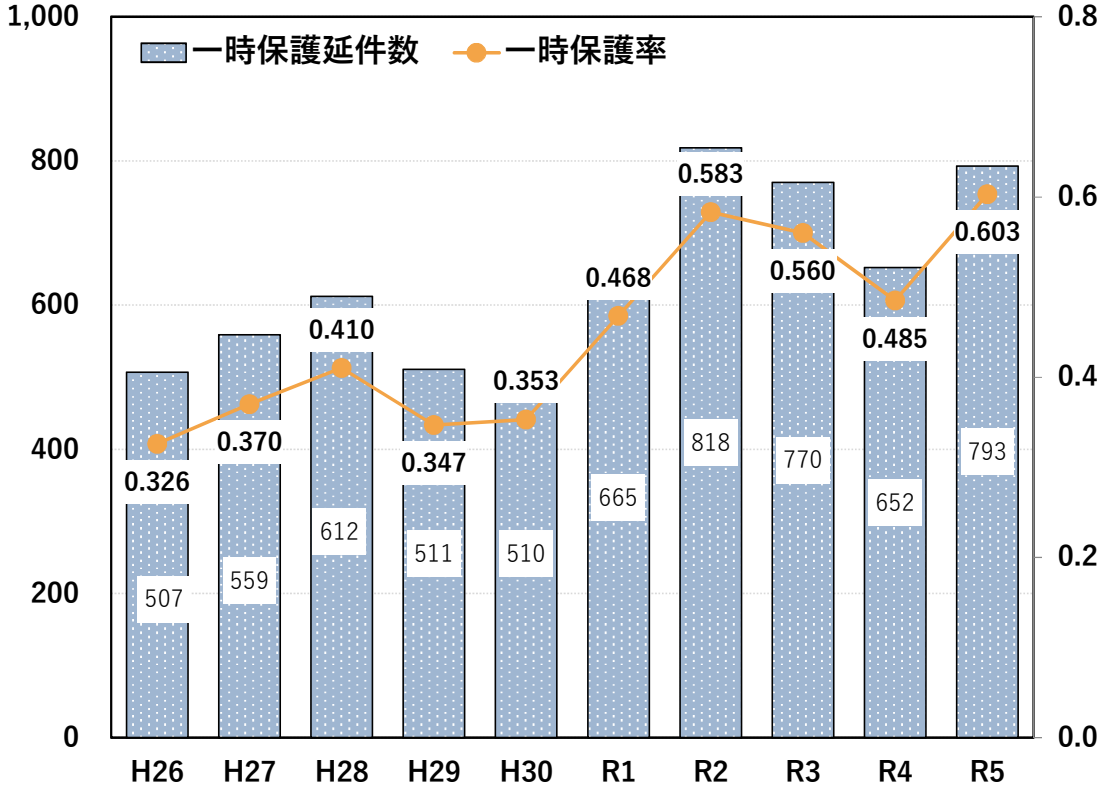

◆香川県の一時保護延日数と平均保護日数（日）

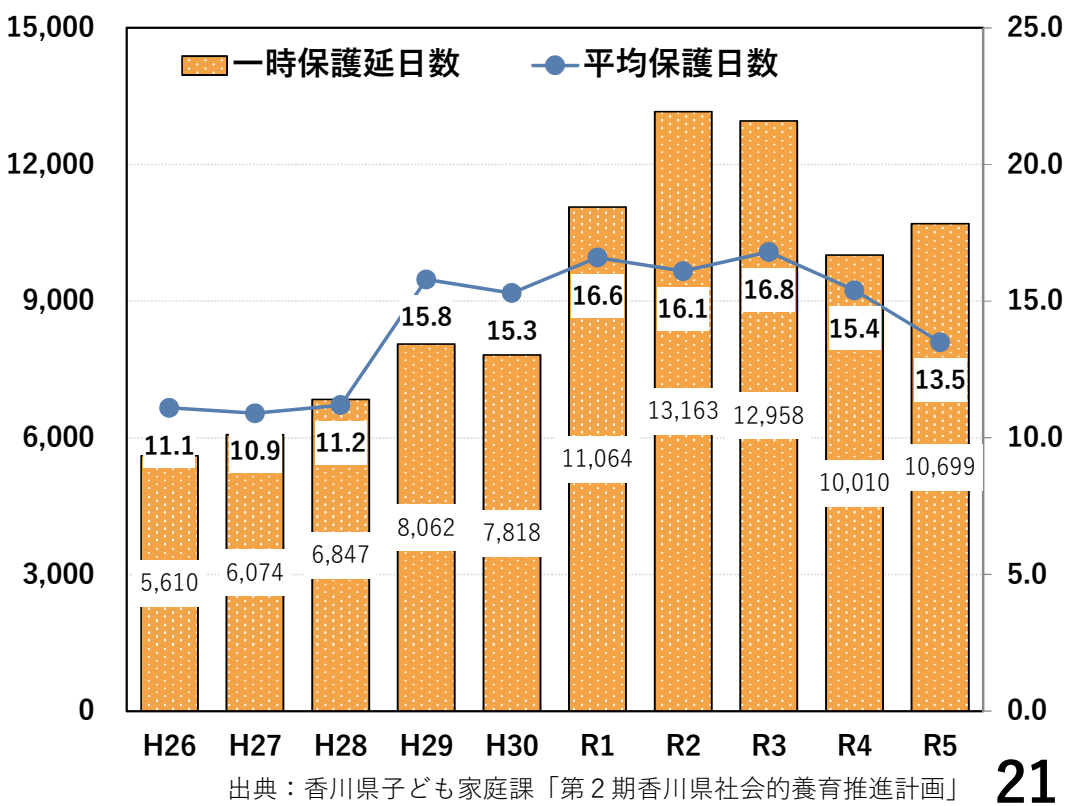

出典：香川県子ども家庭課「第２期香川県社会的養育推進計画」

いじめ

○本県におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。なお、全国的にも大きく増加傾向がみてとれます。

◆香川県のいじめ認知件数の推移（件）

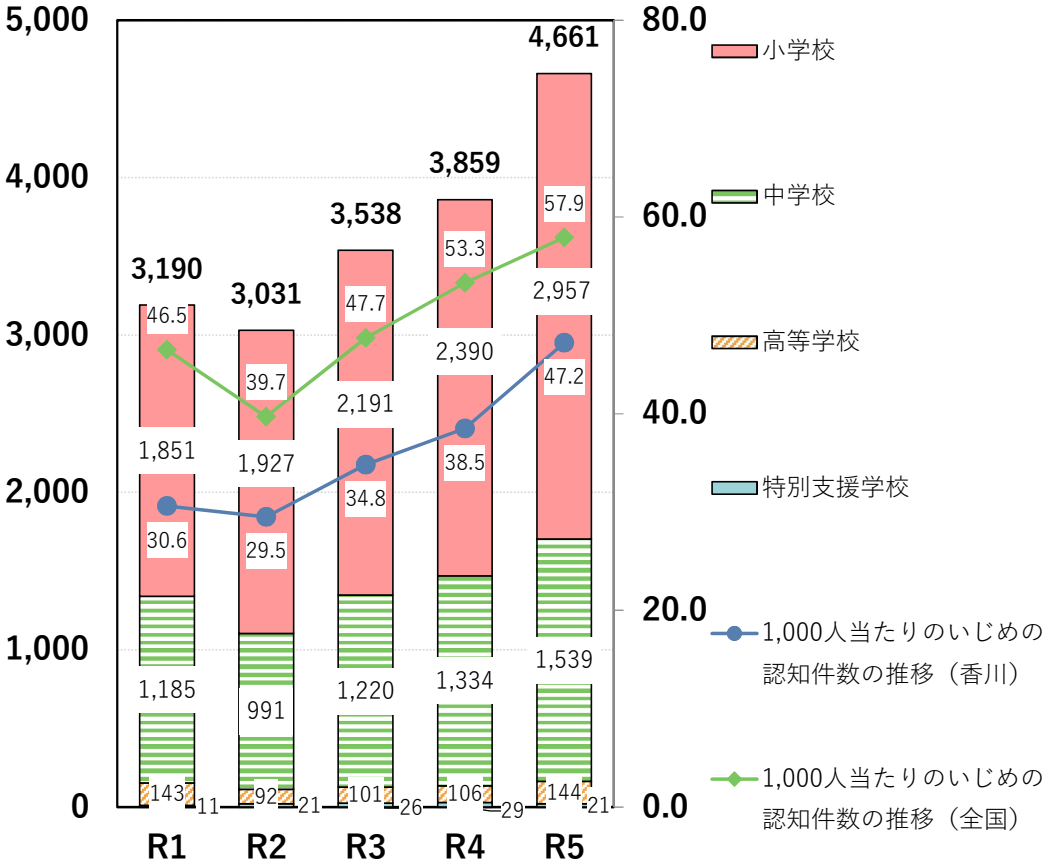

◆全国の1,000人あたりのいじめ認知件数の推移（件）

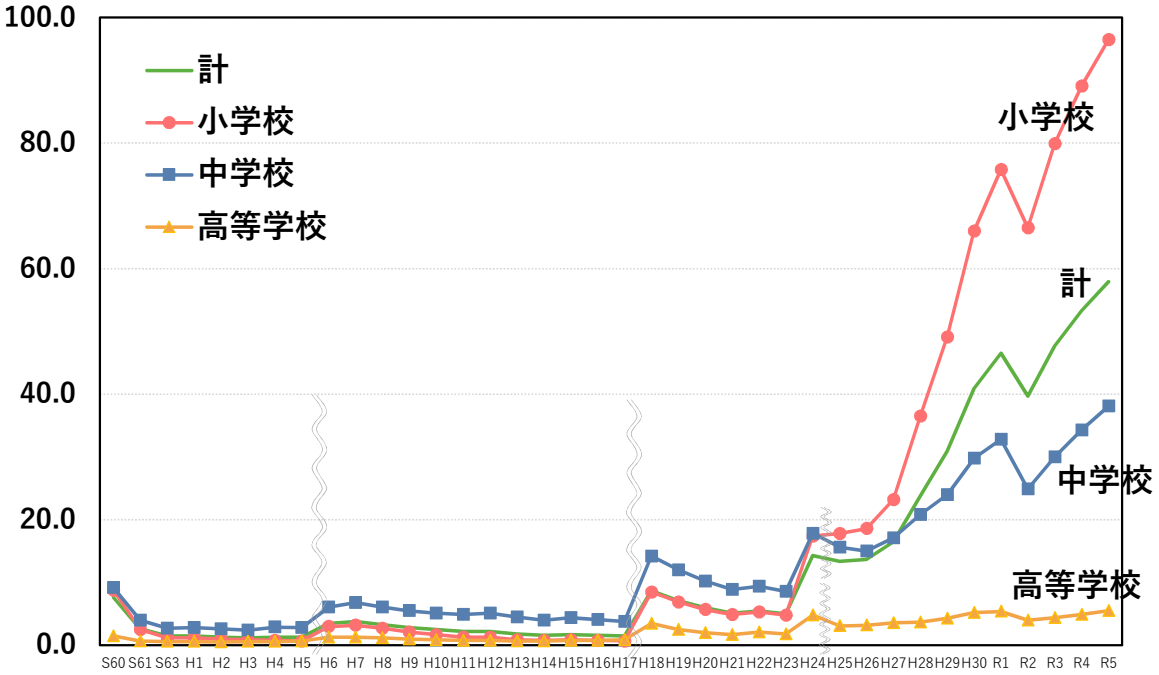

（注）H6、H18、H25年度など、一部で対象区分や調査方法等の変更がありました。

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校

不登校児童・生徒数も近年増加傾向にあります。なお、全国的にも顕著に増加傾向がみてとれます。

◆香川県の不登校児童生徒数の推移（人）

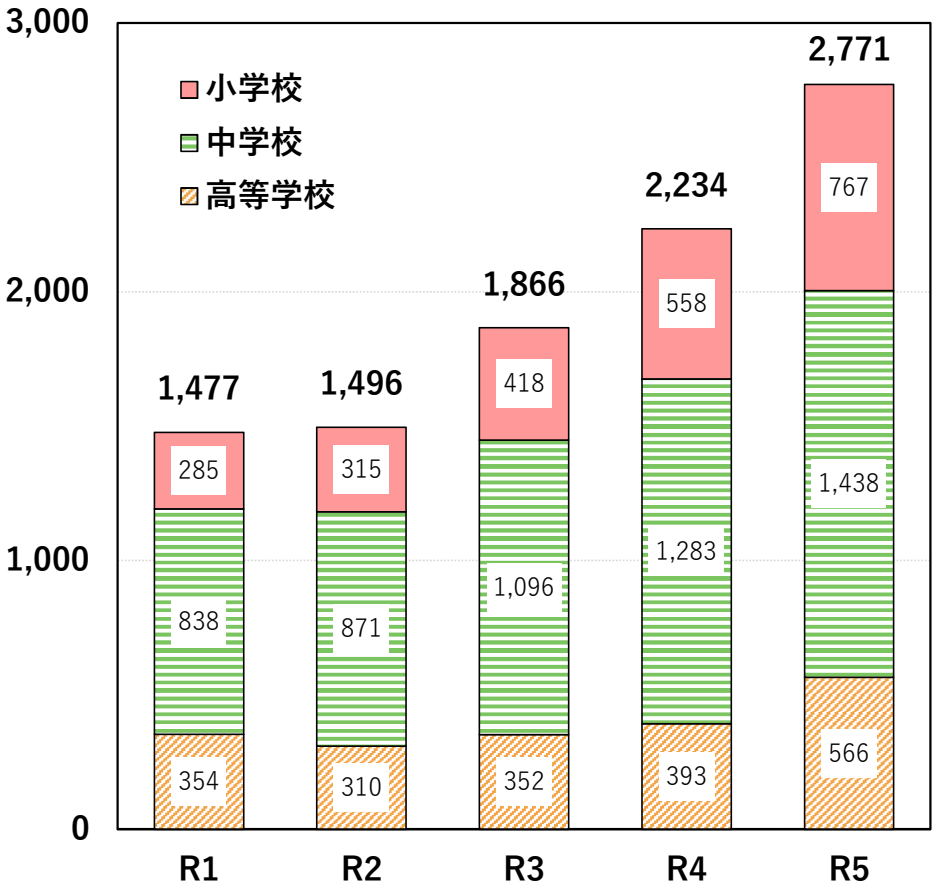

◆全国の不登校児童生徒の割合（1,000人あたりの不登校児童生徒数）の推移（人）

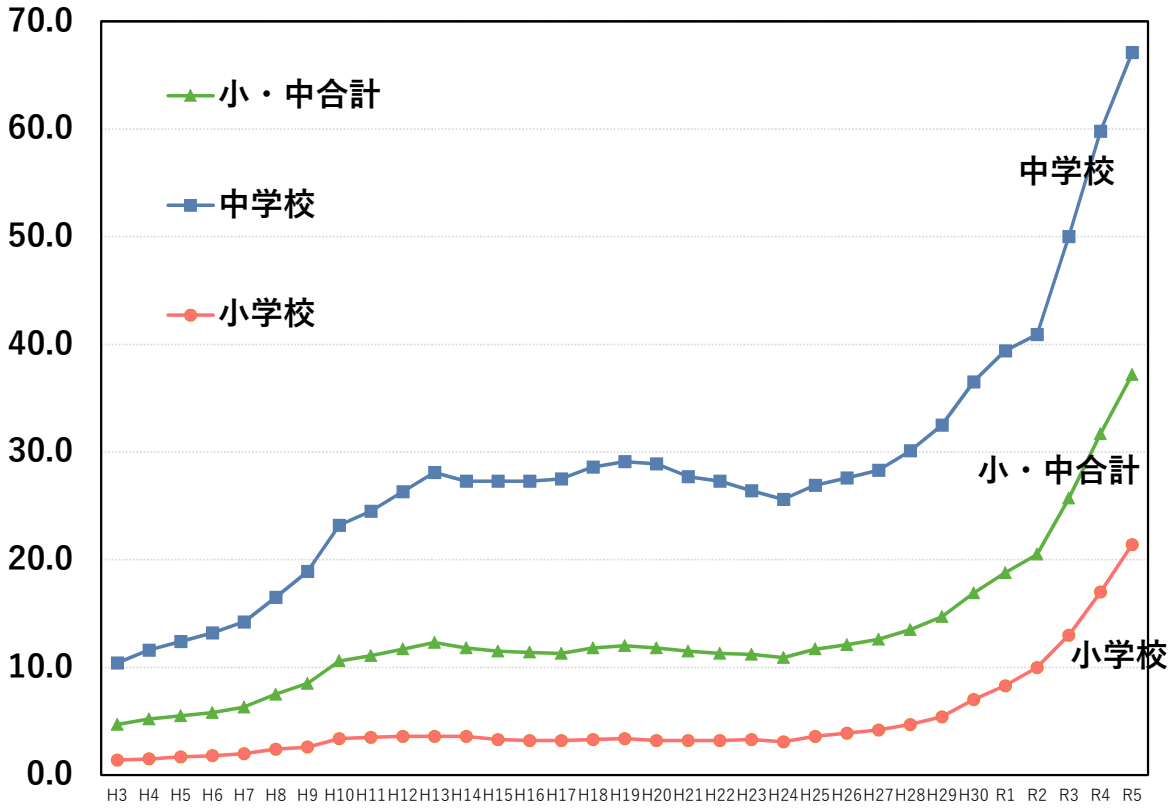

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

香川県のこどもを取り巻く状況（まとめ）

前回のまとめより

社会・雇用・労働

若年女性の県外転出　収入と結婚
既婚女性の就労増、　給与格差

結婚・妊娠・出産

未婚割合上昇　　相手との出会い
初婚年齢の中央値は27～29歳で変化なし
高校３年生の約75%が結婚したい
男性と女性で結婚や子育て感に意識の差
出生数の減少加速化　0人→1人 1人→2人
収入と出産

子育て

子育てに必要と思うこと
就学費用の軽減　職場環境
男性の家事・育児参加　悩みごと相談
仕事との両立、精神的・身体的負担

生活満足度

子どもの生活満足度
　意見を聞いてもらえる
　自分の状況をわかってもらえる
　悩みを相談したり話せる人がいる

保護者の生活満足度
　頼れる人がいる

取り巻く環境

困難な状況に置かれている
こどもたちもいる
- 貧困
- 児童虐待
- 社会的養護
- いじめや不登校
- ひとり親

変化の激しい時代

生きづらさを抱える

こどもの声

もっと声を聞いてほしい

安心できる居場所

一人ひとりが幸せになれる

それぞれ認め合える

これからも香川県が
よくなってほしい

香川県こども計画（仮称）

めざす方向性

Key Word

こども・若者

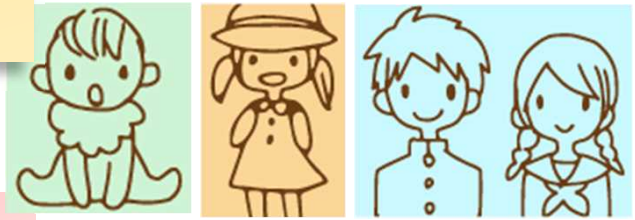

- 自己肯定感
  自己有用感
- 結婚や子育てに希望
- いつだって何度でも
  挑戦できる
- ライフステージごとの
  きめ細かなサポート
- こども・若者の視点
- ウェルビーイング
- 権利の主体として尊重
- 子育て当事者への支援
- 切れ目ない子育て支援
- こども・若者の声
- 一人ひとりの幸せ
- こども・若者の
  最善の利益
- 置かれている
  環境にかかわらない
- 多様な学びや機会
- 安心できる居場所
- はじめの100か月
- 社会全体で支える
- 経済的、社会的安定

香川県こども計画（仮称）策定のスケジュール

スケジュール

令和７年									令和８年				
１月	～	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
支援会議 （R6年度第1回）			支援会議 （R7年度第1回）			支援会議 （R7年度第2回）			支援会議 （R7年度第3回）		支援会議 （R7年度第4回）		計画策定
			今回							※パブリックコメント			
・現状・課題把握 （少子化対策）			・こどもの声 ・課題把握 （こどもを取り巻く環境） ・めざすところ			・骨子(案) ・施策体系(案)			・計画(素案)		・計画(案)		

参考資料１

○香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年7月12日条例第29号）

香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年７月12日
条例第29号

香川県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

香川県子ども・子育て支援会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第４項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、子ども・若者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第３条　会議に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第５条　会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

７　前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第１項及び第３項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

２　附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成26年10月21日条例第43号抄）

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第３条の規定（香川県子ども・子育て支援会議条例第１条の改正規定を除く。以下同じ。）及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（平成27年３月規則第２号で、同27年４月１日から施行）

（香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第３条の規定による改正後の香川県子ども・子育て支援会議条例第１条に規定する香川県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第３項の規定によりその権限に属させられる事項を調査審議することができる。

附　則（令和５年３月20日条例第11号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料２

香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期（R7.5.1～R9.4.30）

役　職　等	氏　　名
香川県弁護士会 弁護士	相本　茉樹
特定非営利活動法人子育てネットひまわり（ひとり親パートナーズ） 代表理事	有澤　陽子
公募委員	石原　歌純
香川大学教育学部 教授	植田　和也
公募委員	岡　和奏
香川スクールソーシャルワーカー協会 会長	岡本　久二代
わかもの拠点事業所わっかっか 支援コーディネーター	越智　萌
香川県私立幼稚園連盟 理事長	金倉 吏志
香川県国公立幼稚園・こども園長会 会長	川崎 幸代
香川県母子・父子自立支援員連絡協議会 会長	川西　由紀子
社会福祉法人香川県社会福祉協議会 事務局長	日下　直和
香川県私立幼稚園PTA連合会 副会長	後藤　夕貴
丸亀市保育所保護者会連合会 会長	島村　昌宏
香川県保育協議会 副会長	白井　利恵
香川県経営者協会 専務理事	白石　幸一
香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 顧問	紫和　恵理子
香川県高等学校PTA連合会 会長	杉本　勝利
香川県青少年育成アドバイザー協議会 青少年育成アドバイザー	田中　隆子
香川県児童福祉施設連合会 会長	為定　典生
かがわ子育てひろば連絡協議会 代表	中橋　恵美子
香川県小児科医会 理事	西岡　敦子
香川県民生委員児童委員協議会連合会 会長	前田　昭文
かがわ若者サポートステーション 総括コーディネーター	宮武　将大
香川県私立認可保育園連盟 会長	吉村　晴美
香川県PTA連絡協議会 副会長	渡邊　志穂

（五十音順　敬称略）

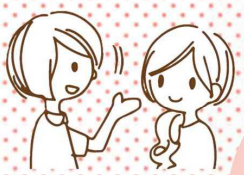

香川県の
こどもを取り巻く現状

人　口

香川県の年齢別_人口構造

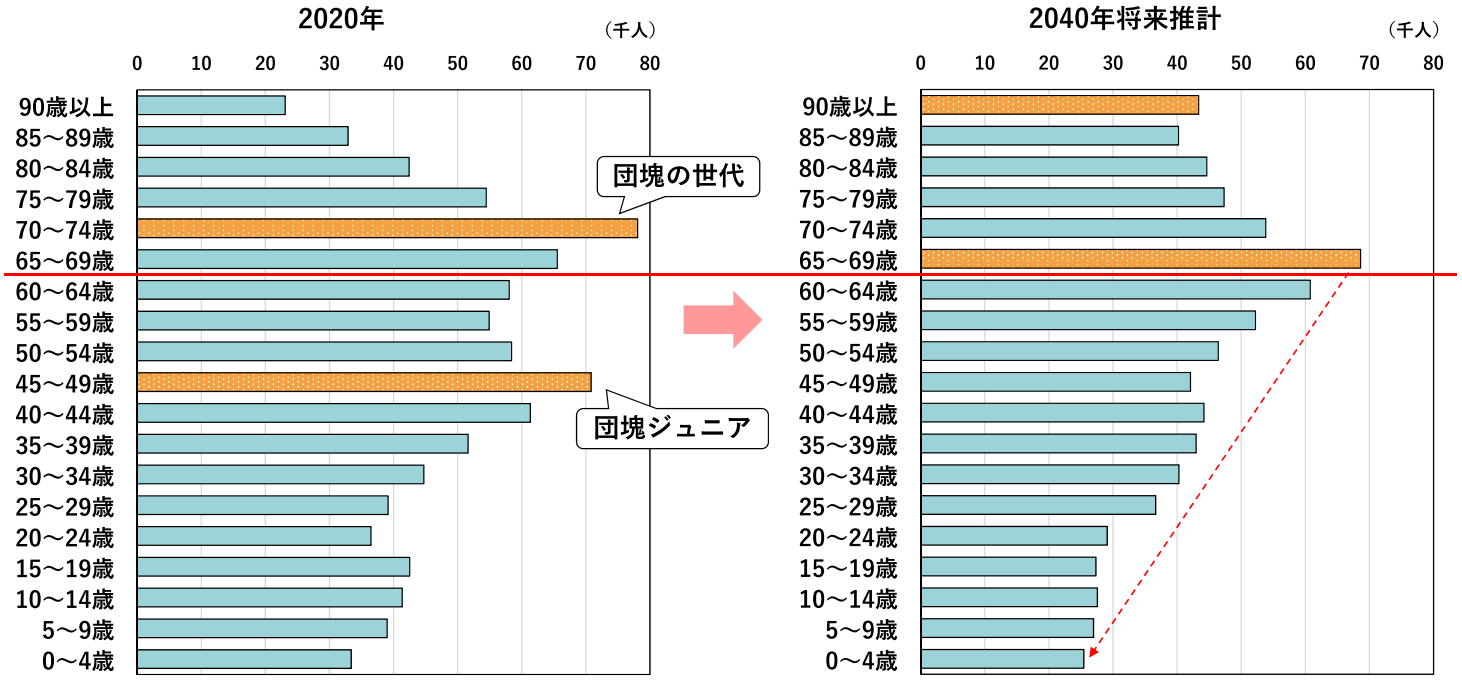

出典：国勢調査（2020年）

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023年推計）

年齢別・性別_社会増減（県外から転入-県外へ転出）

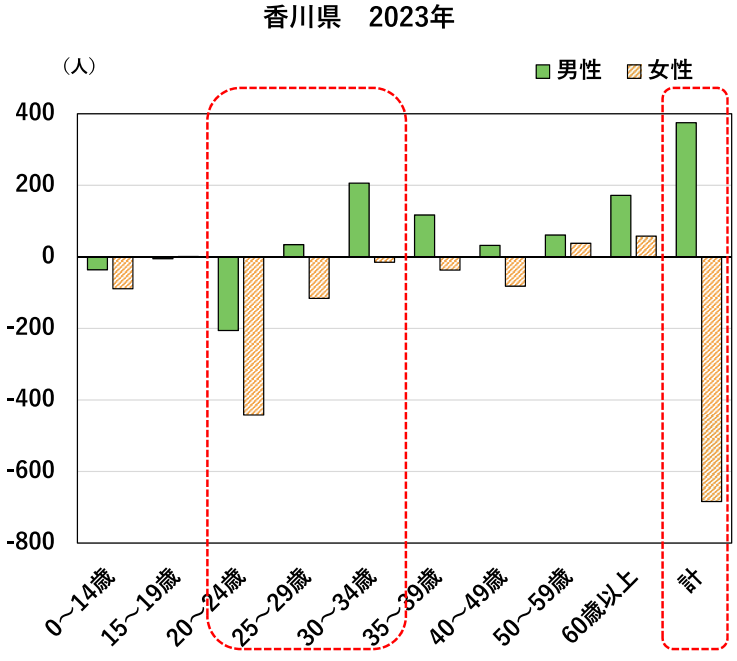

若年層（20～34歳）性別_社会増減の推移

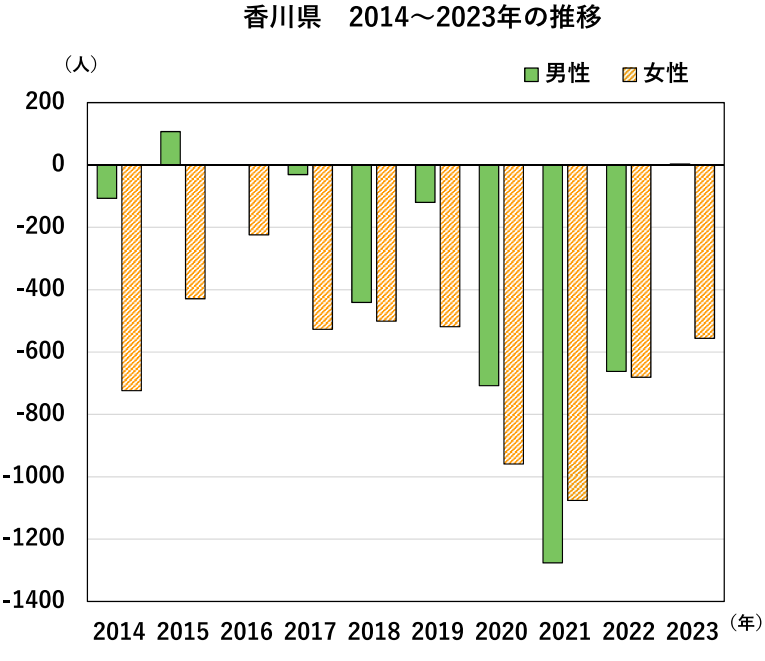

出典：香川県人口移動調査報告（2014年～2023年）

雇用・労働

年齢別・性別_就業率

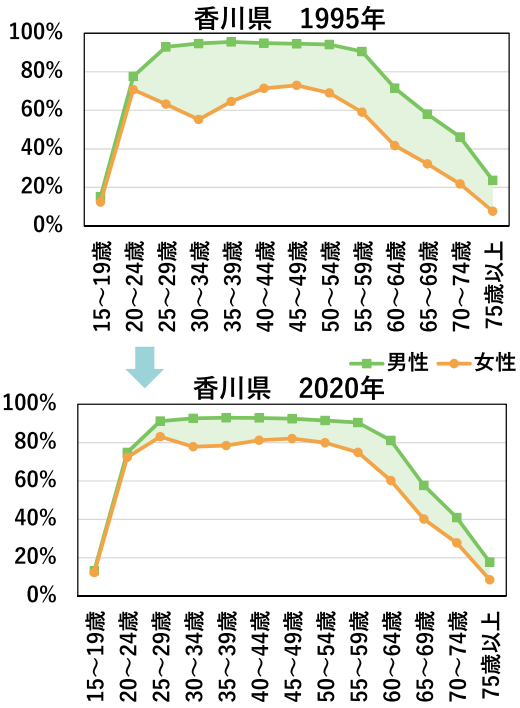

未婚・有配偶別_就業率

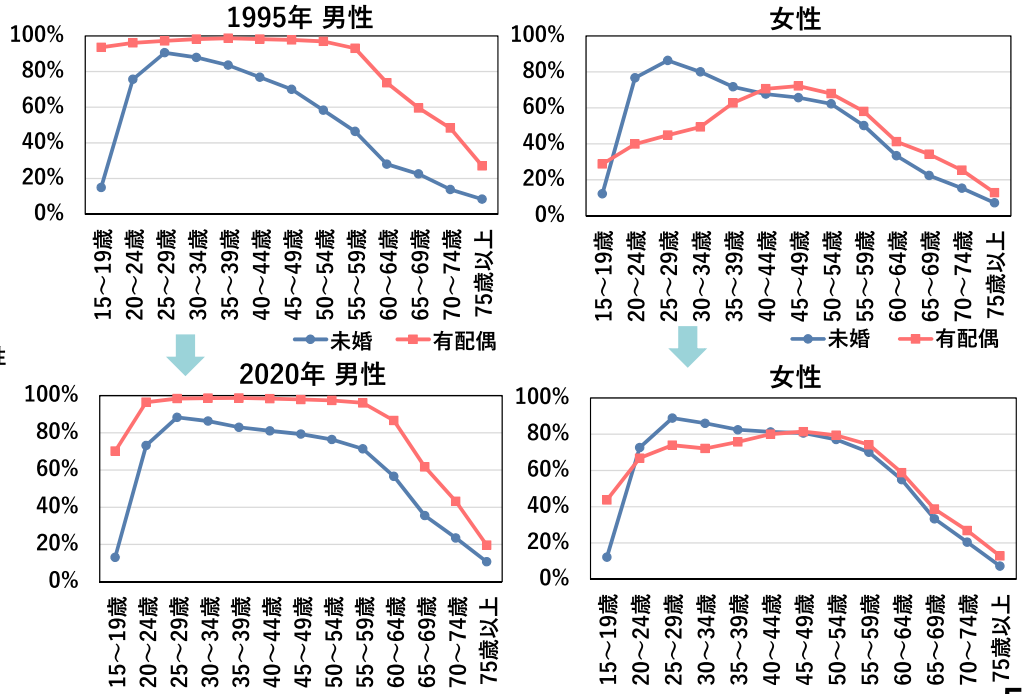

出典：総務省「国勢調査」（1995年、2020年）をもとに子ども政策課で作成

未婚・既婚別_年収分布割合（25～39歳）

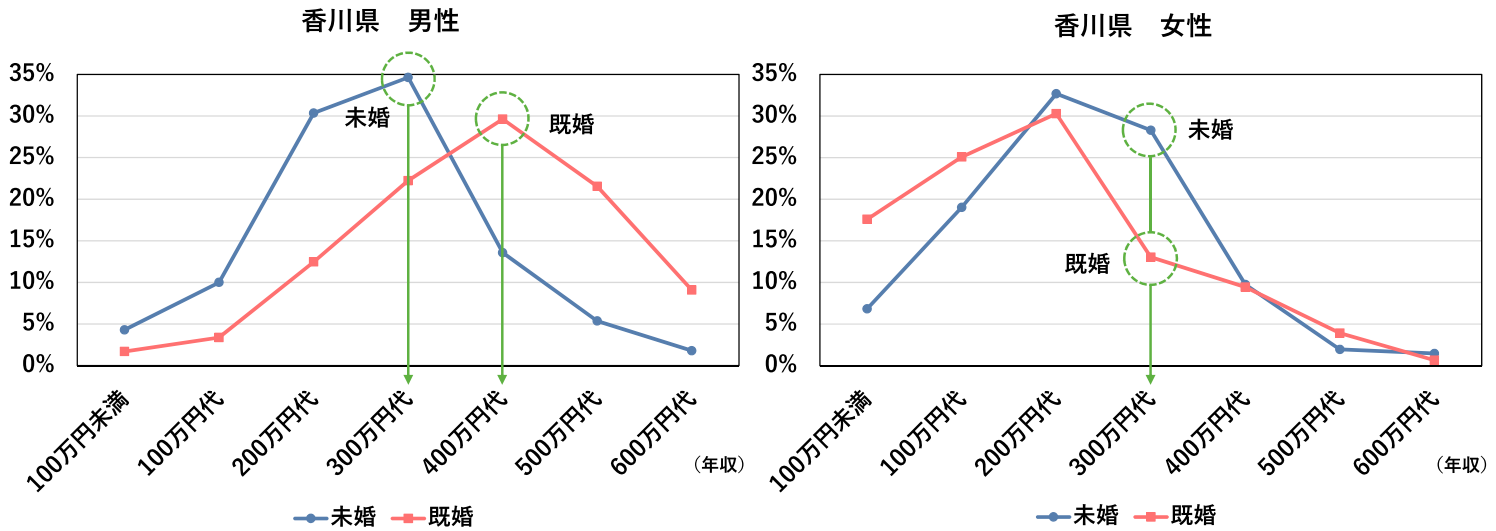

出典：総務省「就業構造基本調査」（2022年）

結　婚

年齢階級別_未婚割合の推移（25～39歳）

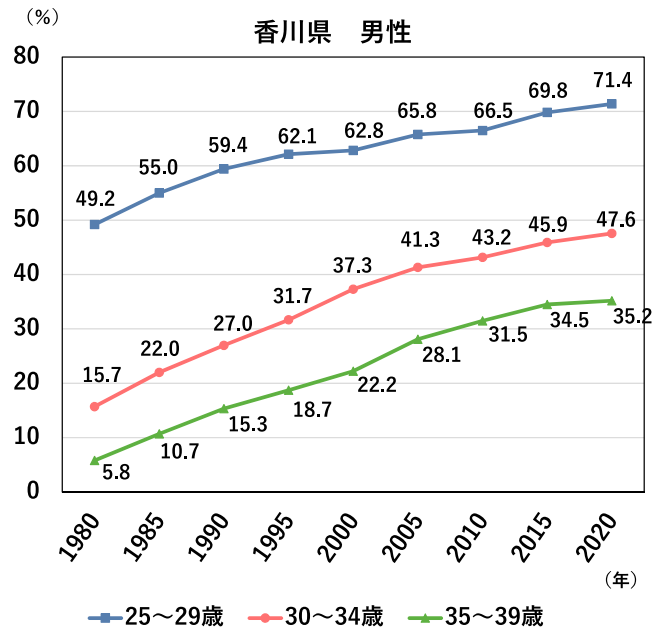

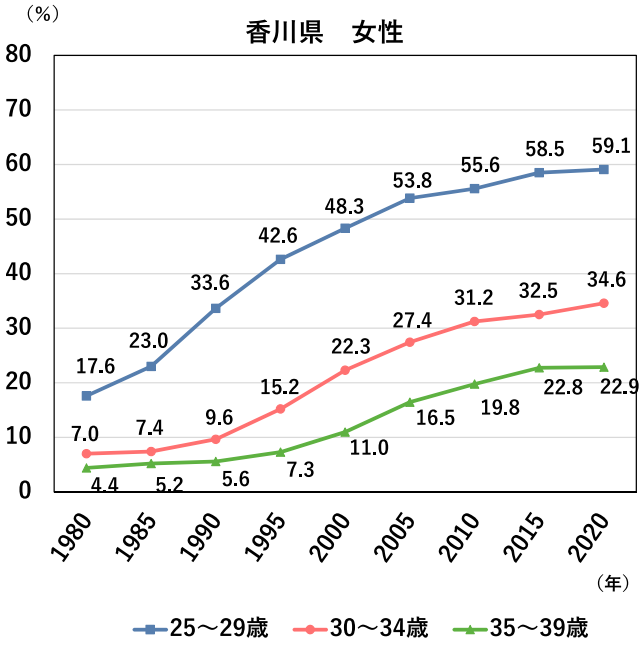

出典：総務省「国勢調査」（1980～2020年）

平均初婚年齢の推移

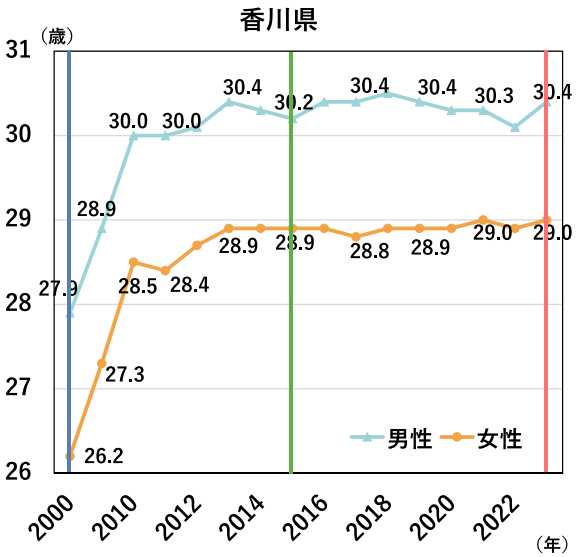

初婚年齢の分布

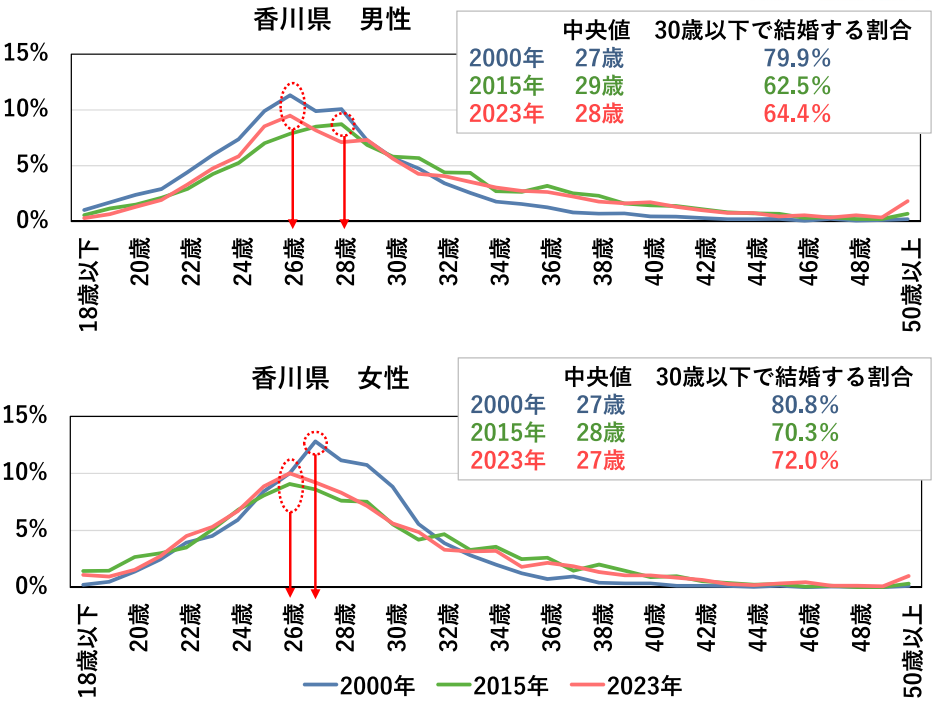

出典：厚生労働省「人口動態統計」（2000～2023年）

高校3年生意識調査

あなたは、将来結婚したいですか（事実婚を含む）

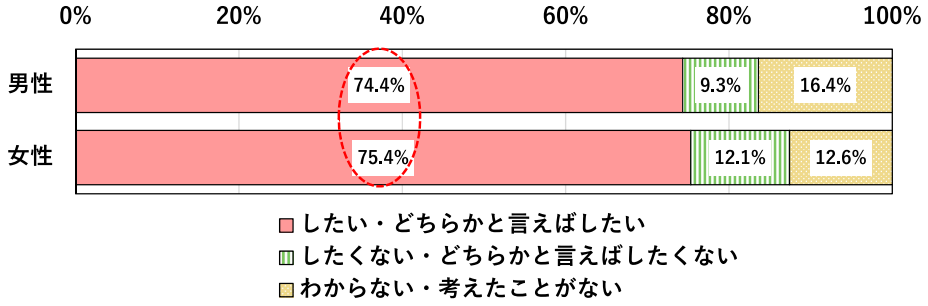

あなたは、将来結婚すると思いますか（事実婚を含む）

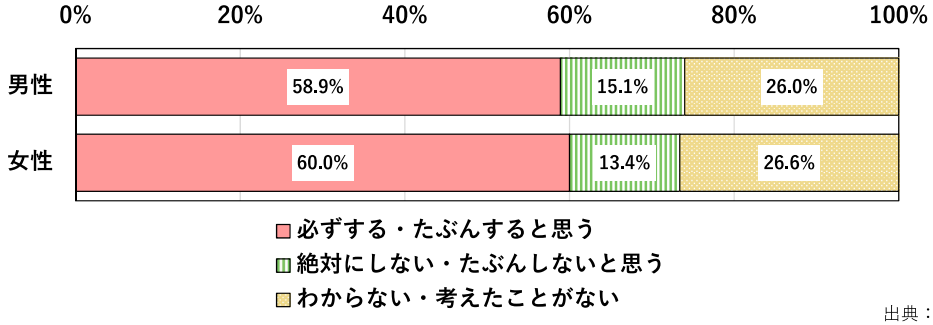

出典：香川県「高校3年生意識調査」（2023年）

○「将来結婚したい・どちらかと言えばしたい（事実婚を含む）」　3,917名

↓ 5％

このうち、「実際には、たぶんしないと思う・絶対にしないと思う」196名

高校3年生意識調査

→　その理由（複数回答）

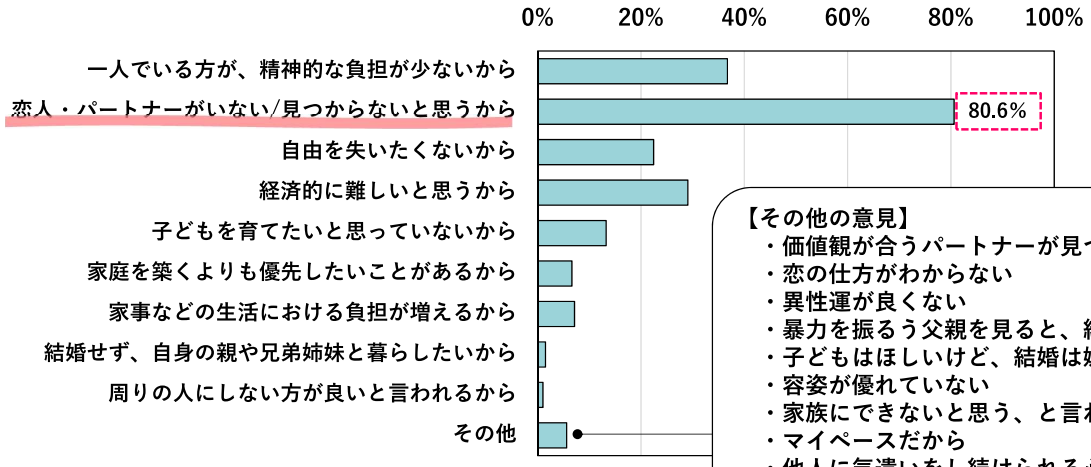

【その他の意見】
- 価値観が合うパートナーが見つかりそうにない
- 恋の仕方がわからない
- 異性運が良くない
- 暴力を振るう父親を見ると、結婚したいが現実には難しい
- 子どもはほしいけど、結婚は嫌
- 容姿が優れていない
- 家族にできないと思う、と言われる
- マイペースだから
- 他人に気遣いをし続けられる心の余裕がない
- 人と暮らすのが苦手
- コミュニケーション力がない

出典：香川県「高校3年生意識調査」（2023年）

高校3年生意識調査

将来結婚すると思う理由（複数回答）

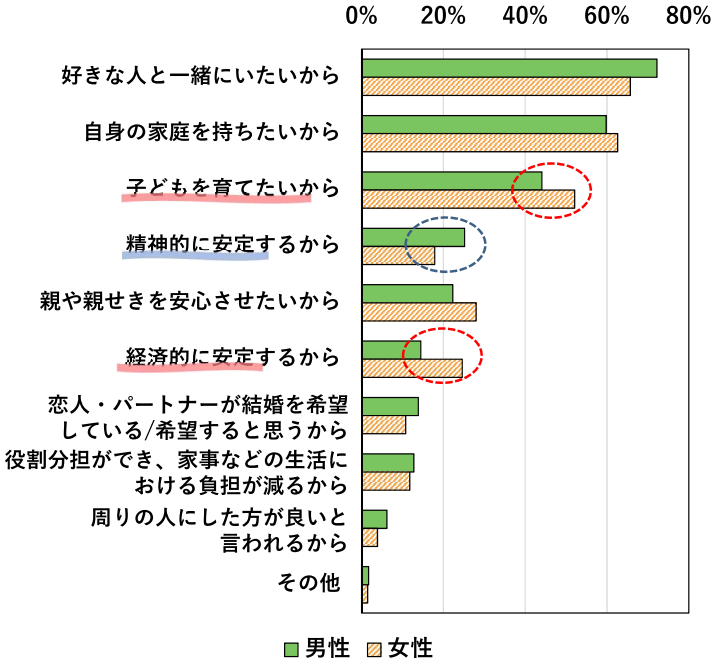

将来結婚しないと思う理由（複数回答）

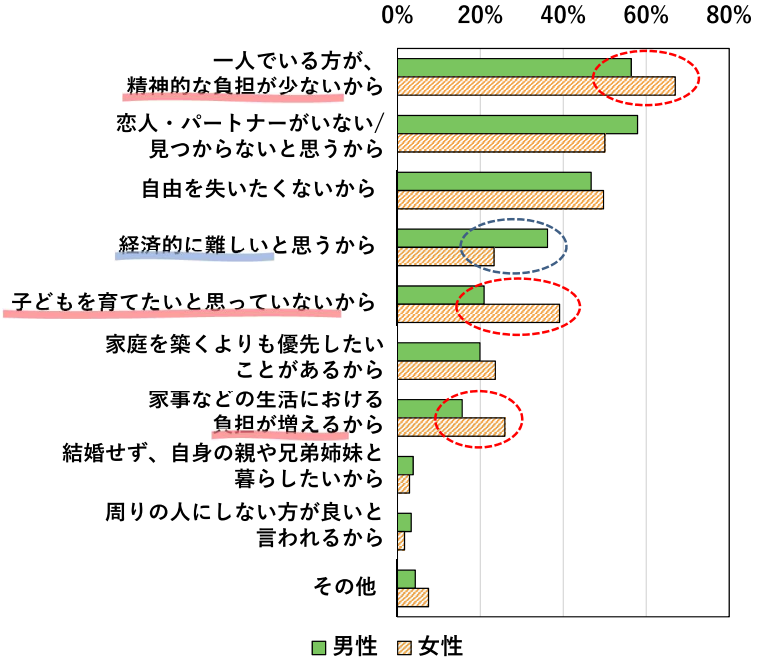

出典：香川県「高校3年生意識調査」（2023年）

妊娠・出産

出生数の推移

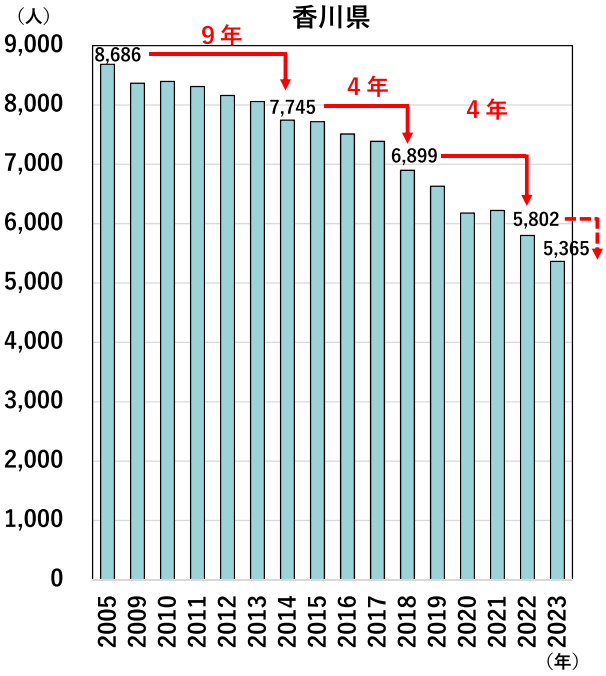

出典：厚生労働省「人口動態統計」（2005～2023年）

あなたは、将来子どもを持ちたいですか

高校3年生意識調査

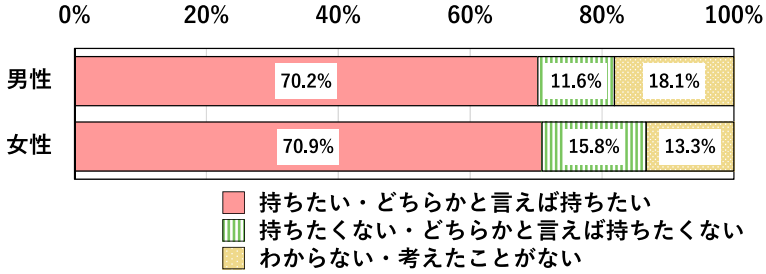

将来、子どもを持つにあたり、障壁となる可能性が高いと思うもの

（複数回答）

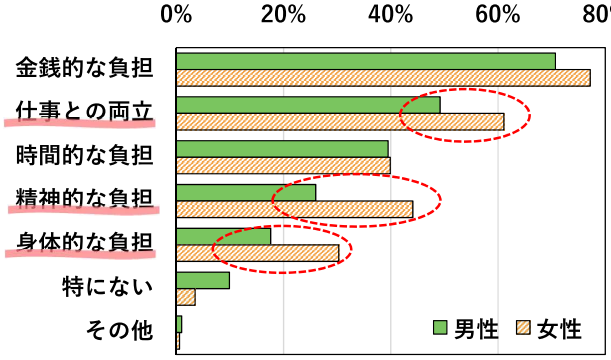

出典：香川県「高校3年生意識調査」（2023年）

全出生数のうち出生順位別割合の推移

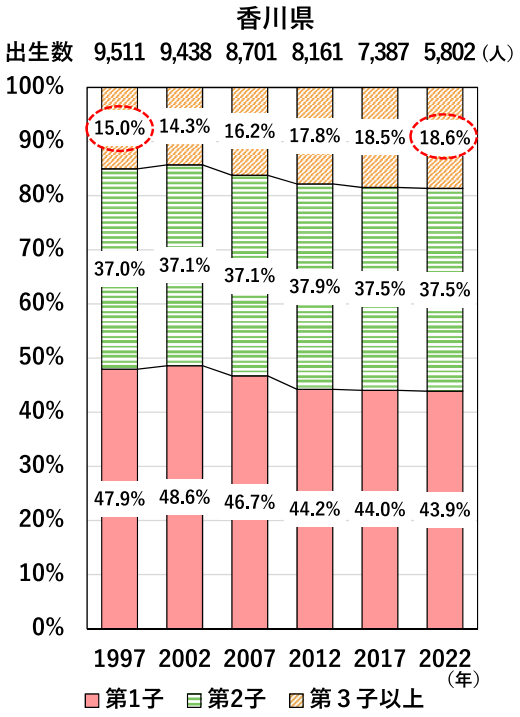

出典：厚生労働省「人口動態統計」（1997～2022年）

子どものいない世帯の割合（妻の年齢30～49歳世帯）

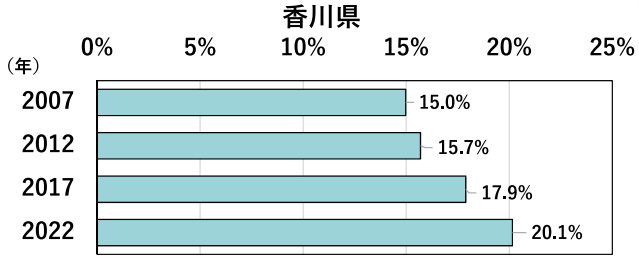

出典：総務省「就業構造基本調査」（2007～2022年）

世帯収入別_子どもの人数別の割合

子どもの生活状況調査

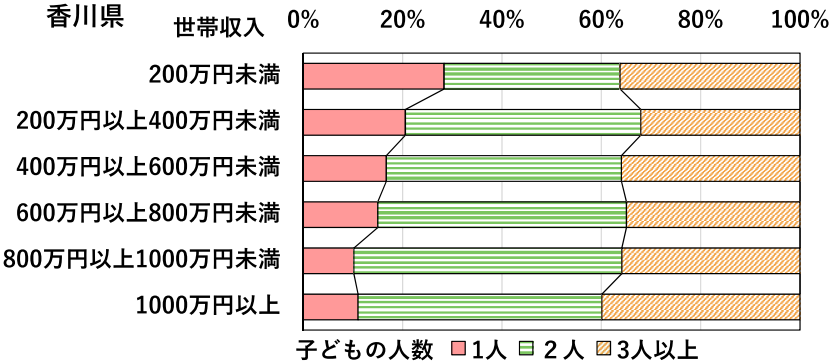

出典：香川県「子どもの生活状況調査」（2024年）

子育て

夫・妻_育児休業等の利用率の推移（６歳未満の子どもを持つ世帯）

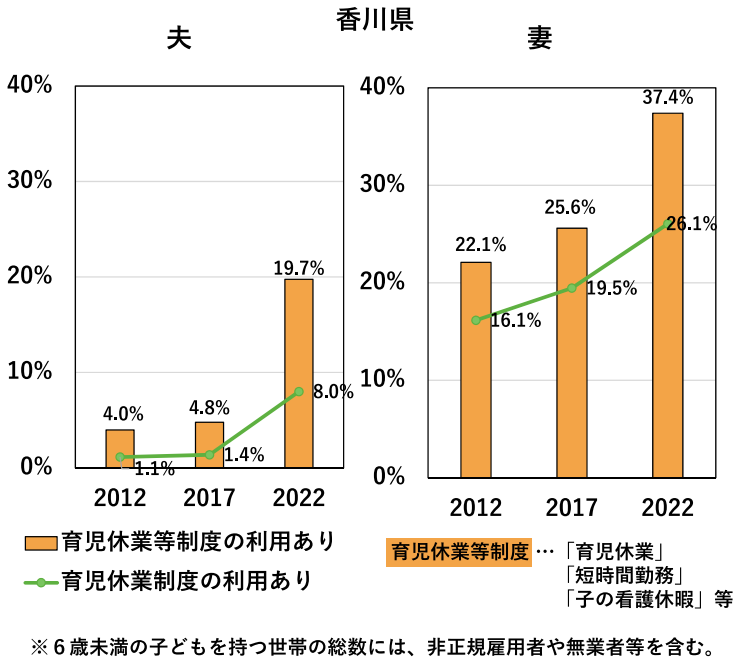

育児休業等制度…「育児休業」「短時間勤務」「子の看護休暇」等

※６歳未満の子どもを持つ世帯の総数には、非正規雇用者や無業者等を含む。

出典：総務省「就業構造基本調査」（2012～2022年）

夫・妻_家事関連時間の推移

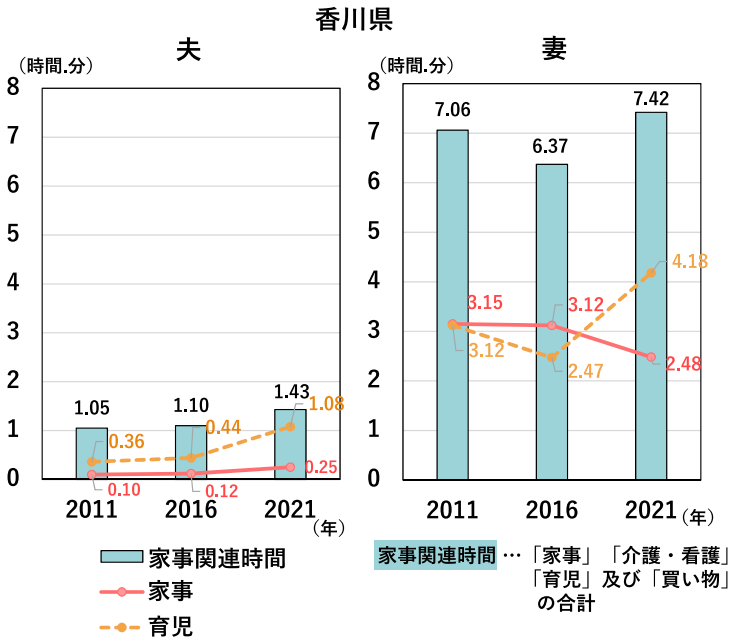

家事関連時間…「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」の合計

出典：総務省「社会生活基本調査」（2011～2021年）

子どもの生活状況調査

子育てに関する相談で、頼れる人はいますか

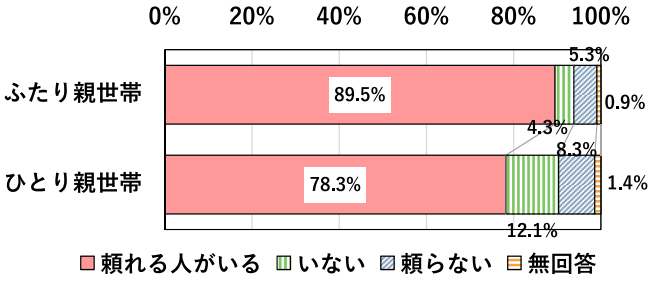

子育てのことで相談できなかったことはありますか

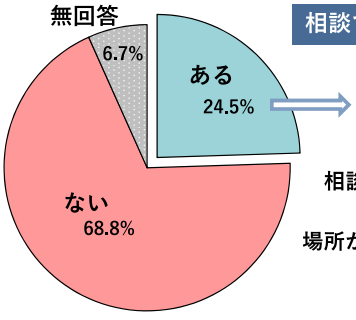

相談できなかった理由

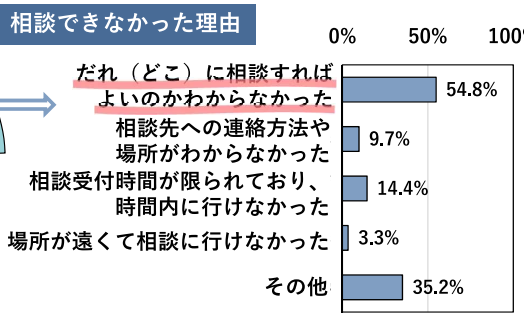

子育てに必要・重要だと思うこと

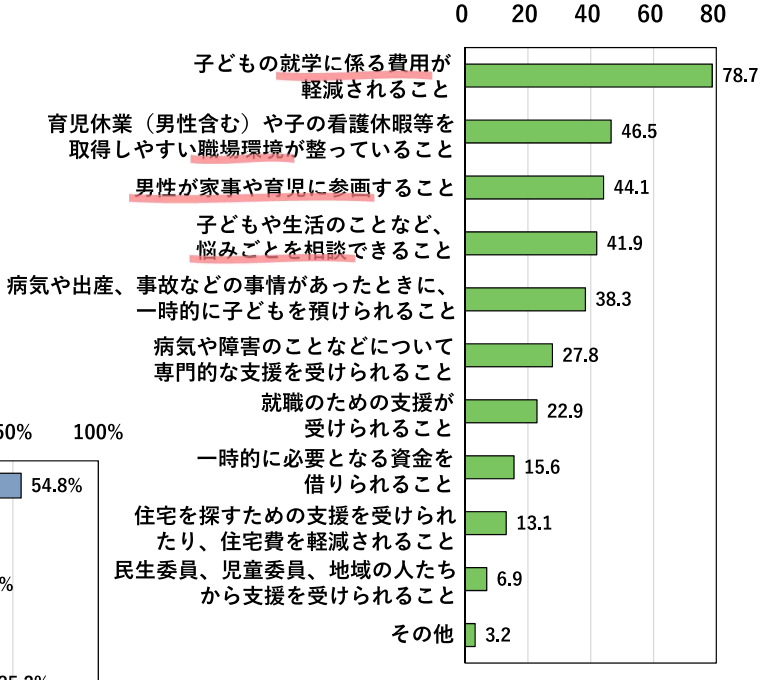

出典：香川県「子どもの生活状況調査」（2024年）

生活の満足度

満足度【高】（10～8） 満足度【中】（7～4） 満足度【低】（3～0） 無回答

子どもの生活状況調査

（子ども）最近の生活の満足度

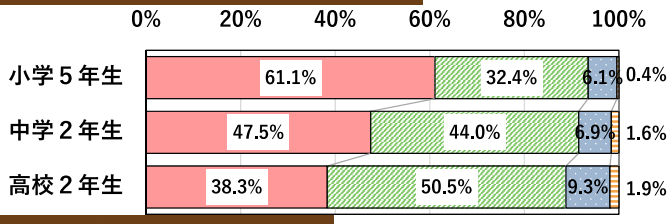

学習成績×生活の満足度

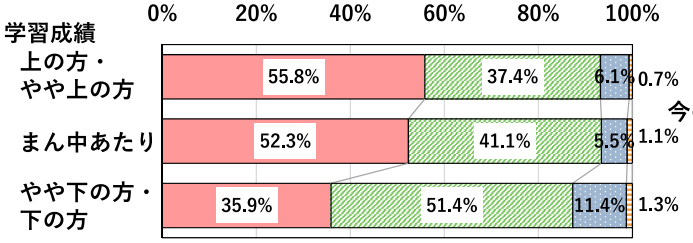

クラブ活動・部活動・スポーツ少年団の参加状況×生活の満足度

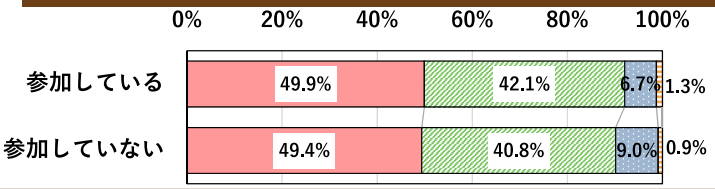

今より満足した生活を送るために必要なこと（満足度【高】【低】の子どもの比較）

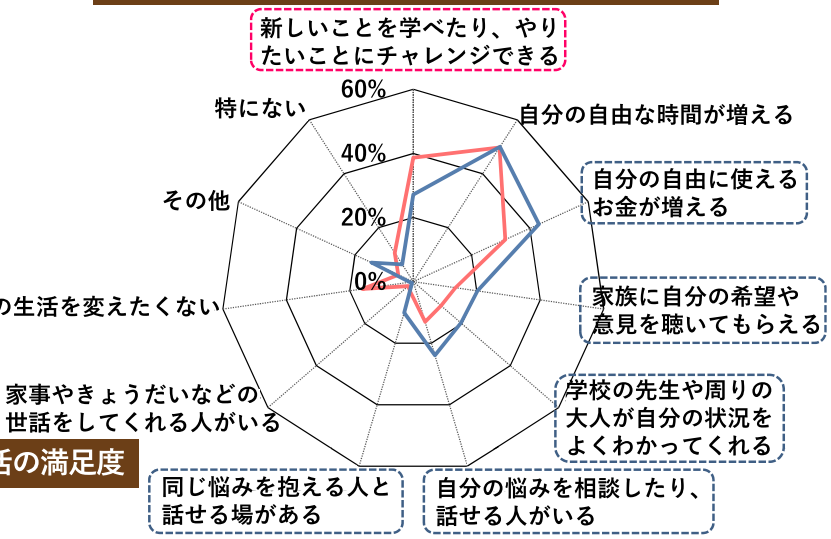

出典：香川県「子どもの生活状況調査」（2024年）

満足度【高】（10～8） 満足度【中】（7～4） 満足度【低】（3～0） 無回答

子どもの生活状況調査

（保護者）最近の生活の満足度（子どもとの比較）

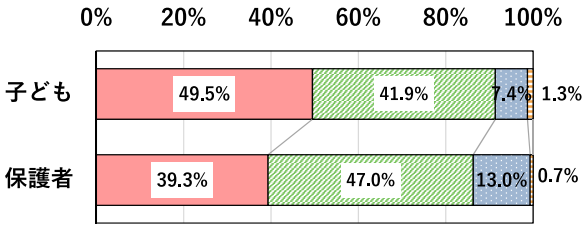

子育てのことで頼れる人の有無×生活の満足度

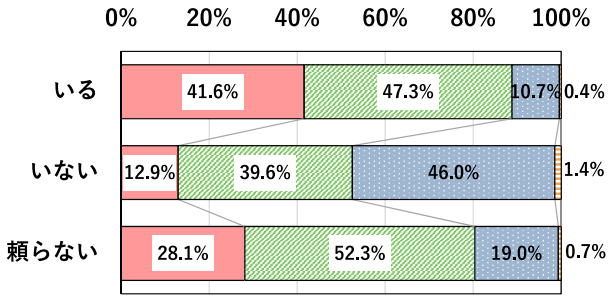

（子ども）生活の満足度×（保護者）生活の満足度

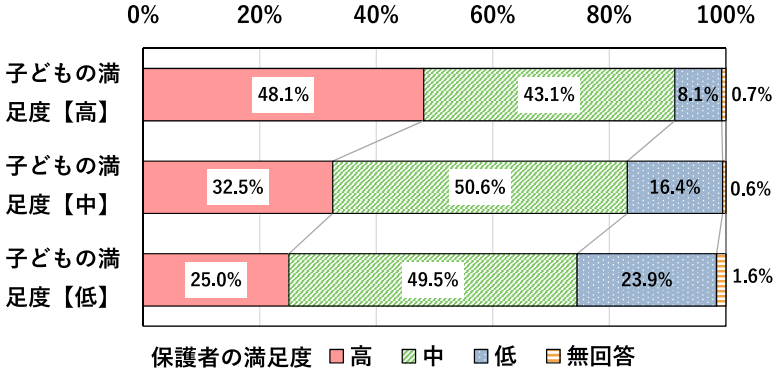

出典：香川県「子どもの生活状況調査」（2024年）

まとめ

社会・雇用・労働
若年女性の県外転出

収入と結婚

既婚女性の就労増、 給与格差

結婚・妊娠・出産
未婚割合上昇
初婚年齢の中央値は27～29歳で変化なし
高校３年生の約75%が結婚したい
相手との出会い
男性と女性で結婚や子育て感に意識の差
出生数の減少加速化　0人→1人 1人→2人
収入と出産

子育て
仕事との両立、精神的・身体的負担

子育てに必要と思うこと
- 就学費用の軽減
- 職場環境
- 男性の家事・育児参加
- 悩みごと相談

生活満足度
子どもの生活満足度
- 意見を聞いてもらえる
- 自分の状況をわかってもらえる
- 悩みを相談したり話せる人がいる

保護者の生活満足度
- 頼れる人がいる

参考：香川県が実施した調査の概要

高校3年生意識調査

1 調査目的
若い世代の結婚や子育てに対するイメージ把握

2 調査対象
県内の下記高等学校等に在籍する３年生　計 7,977名
・県立高等学校（全日制）
・県立特別支援学校
・高松市立高等学校
・私立高等学校（全日制）
・香川高等専門学校

3 回答数
5,237名 （回答率65.7%）

4 調査方法
高等学校等を通じてWeb及びアンケート
用紙による回収

5 調査期間
令和5年10月19日～12月28日

子どもの生活状況調査

1 調査目的
県内の子どもの生活状況や支援制度の利用状況等の把握

2 調査対象・回答数
県内の下記学年の児童・生徒並びにその保護者
（各学年の児童・生徒数の25%を抽出）

学年	種別	配付数	回答数	回答率
小学５年	保護者	2,024	938	46.3%
	児童	2,024	905	44.7%
中学２年	保護者	2,117	911	43.0%
	生徒	2,117	868	41.0%
高校２年	保護者	2,077	836	40.3%
	生徒	2,077	783	37.7%
計	保護者	6,218	2,685	43.2%
	児童・生徒	6,218	2,556	41.1%

3 調査方法
住民基本台帳を基に無作為抽出
郵送配付・郵送回収またはWeb回答

4 調査期間
令和６年２月６日～３月６日

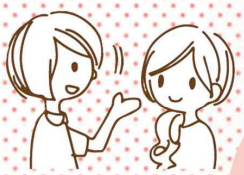

こどもの声

こどもの声を聴く取組み

みらいのわ　かがわ

参加方法　パソコン、スマートフォンで二次元コードを読み込んでください。

参加できる人　香川県内の子ども・若者

期間　2025年1月14日（火）~2月14日（金）

対面での聴取　▶ こども食堂や児童養護施設などでの意見聴取を実施

子ども・子育て支援会議　▶ 子ども・子育て支援会議において、子ども・若者委員の委嘱を検討中

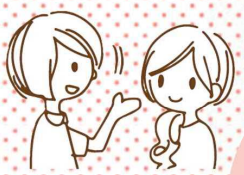

次期計画策定のスケジュール

スケジュール

令和６年度

令和７年

１月	２月	３月
支援会議 （第1回） 今回 ・現状・課題把握 （少子化対策）		

令和７年度

令和７年　　令和８年

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
	支援会議 （第2回） ・課題把握 ・めざすところ		支援会議 （第3回） ・骨子(案) ・施策体系(案)			支援会議 （第4回） ・計画(素案)		パブリック コメント	支援会議 （第5回） ・計画(案)		計画 策定